

泉佐野市立第三中学校 部活動に係る活動方針

令和 7 年 4 月 1 日

1. 部活動の目的

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、知識・技術・競技力の向上に加え、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、原則として週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。
- (2) 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を、原則として休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、原則として休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1 日の活動時間は、原則として長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合や大会等で 3 時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。また、熱中症防止対策として「暑さ指数(WBGT)」を確認しながら適切に対応する。

4. 指導について

- (1) 体罰・ハラスメントは、いかなる理由があっても決して許されないことを強く認識し、指導に当たる。威圧的な言動等によって、生徒の自発性を損なわないように考慮して指導を行う。
- (2) 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すべく、コミュニケーションを密にとるなど、適切な指導に努める。

5. その他

- (1) 施設・設備の点検を定期的実施し、事故の未然防止に努める。
- (2) 無理のない安全な活動を心掛ける。加えて大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (3) 設置する部や顧問、活動時間や活動費等細目については、別途「部活動規則」を校内で策定し、上記活動方針の具現化に努める。
- (4) 学校部活動の地域連携として、地域の実情に応じ高等学校・大学・支援学校等との連携を深める。